

日バス協技第327号
令和5年11月2日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 清水 一郎

バスの走行時における安全運行の徹底について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省物流・自動車局安全政策課長及び自動車整備課長から、別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

記

- ① 事業者は、輸送の安全確保が最大の使命であることを再認識すること。
- ② 事業者は、運転者に対し、発車時の扉操作及び安全確認を確実に実施すること、並びに扉を閉じなければ発車できないことについて、指導徹底すること。
- ③ 事業者は、扉及び扉開放防止装置が正常に作動するかどうか、その他当該装置の異常の有無について、日常点検等において確実に点検すること。

担 当：技術安全部（田中・池田）
電 話：03-3216-4015